



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課(室)名
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則	建 築 課
◎ 告 示	
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定	障 害 福 祉 課
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新(3件)	〃
・ 公有水面埋立ての免許の出願	漁 港 漁 場 課
・ 道路の区域変更(5件)	道 路 維 持 課
・ 道路の供用開始(8件)	〃
・ 公有水面埋立ての免許の出願(2件)	港 湾 課
・ 急傾斜地崩壊危険区域の指定	砂 防 課
◎ 公 告	
・ 大規模小売店舗の変更事項届出(2件)	経 営 支 援 課
・ 土地改良区の定款変更の認可	農 村 整 備 課
・ 測量の実施	建 設 企 画 課
・ 測量の終了	〃
・ 都市計画の図書の縦覧(2件)	都 市 政 策 課
◎ 教 育 長 訓 令	
○長崎県教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正	総 務 課

## 規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

### 長崎県規則第8号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和46年長崎県規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(確認申請書に添付する図書) 第15条 法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む)	(確認申請書に添付する図書) 第15条 法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む)

む。)の規定による確認の申請書には、省令第1条の3、省令第2条の2及び省令第3条に規定する図書のほか、次に定める図書を添えなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 法第52条第6項に基づき共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分又は住宅若しくは老人ホーム等に設ける機械室その他これに類する建築物の部分の床面積を延べ面積に算入しない場合は、共用廊下等の部分の容積率不算入措置適用調書(様式第7号)

(9)～(12) 略

(許可申請書に添付する図書)

第16条 法第43条第2項第2号、法第44条第1項第2号若しくは第4号、法第47条ただし書、法第48条第1項から第14項までのただし書(法第87条第2項及び第3項並びに法第88条第2項において準用する場合を含む。)、法第51条ただし書(法第87条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)、法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)、法第55条第3項若しくは第4項各号、法第56条の2第1項ただし書、法第57条の4第1項ただし書、法第58条第2項、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第60条の2第1項第3号、法第60条の2の2第1項第2号若しくは第3項ただし書、法第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書、法第67条第3項第2号、第5項第2号若しくは第9項第2号、法第68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号、法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項、法第68条の7第5項、法第85条第3項、第6項若しくは第7項、法第86条第3項若しくは第4項、法第86条の2第2項若しくは第3項又は法第87条の3第3項、第6項若しくは第7項の規定により知事の許可を受けようとする者は、許可申請書(省令別記第43号様式、省令別記第44号様式)、省令第1条の3第1項の表1の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書又は省令第3条第2項の表に規定する図書(法第86条第3項若しくは第4項又は法第86条の2第2項若しくは第3項の規定により知事の許可を受けようとする場合は、許可申請書(省令別記第61条の2様式)、省令第10条の16に規定する図書又は書面及び第26条各号に定める図書)に、それぞれ、理由書及び申請地をのぞむ2方向以上の写真のほか次に定める図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)、法第55条第3項若しくは第4項各号、法第57条の4第1項ただし書、法第58条第2項、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第60条の2第1項第3号、法第60条の2の2第1項第2号若しくは第3項ただし書、法第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書、法第67条第3項第2号、第5項第2号若しくは第9項第2号、法第68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号、法第68

む。)の規定による確認の申請書には、省令第1条の3、省令第2条の2及び省令第3条に規定する図書のほか、次に定める図書を添えなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 法第52条第6項に基づき共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を延べ面積に算入しない場合は、共用廊下等の部分の容積率不算入措置適用調書(様式第7号)

(9)～(12) 略

(許可申請書に添付する図書)

第16条 法第43条第2項第2号、法第44条第1項第2号若しくは第4号、法第47条ただし書、法第48条第1項から第14項までのただし書(法第87条第2項及び第3項並びに法第88条第2項において準用する場合を含む。)、法第51条ただし書(法第87条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)、法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)、法第55条第3項各号、法第56条の2第1項ただし書、法第57条の4第1項ただし書、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第60条の2第1項第3号、法第60条の2の2第1項第2号若しくは第3項ただし書、法第60条の3第1項第3号若しくは第2項第2号若しくは第3項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号、法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項、法第68条の7第5項、法第85条第3項、第6項若しくは第7項、法第86条第3項若しくは第4項、法第86条の2第2項若しくは第3項又は法第87条の3第3項、第6項若しくは第7項の規定により知事の許可を受けようとする者は、許可申請書(省令別記第43号様式、省令別記第44号様式)、省令第1条の3第1項の表1の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書又は省令第3条第2項の表に規定する図書(法第86条第3項若しくは第4項又は法第86条の2第2項若しくは第3項の規定により知事の許可を受けようとする場合は、許可申請書(省令別記第61条の2様式)、省令第10条の16に規定する図書又は書面及び第26条各号に定める図書)に、それぞれ、理由書及び申請地をのぞむ2方向以上の写真のほか次に定める図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)、法第55条第3項各号、法第57条の4第1項ただし書、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第60条の2第1項第3号、法第60条の2の2第1項第2号若しくは第3項ただし書、法第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書、法第67条第3項第2号、第5項第2号若しくは第9項第2号、法第68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号、法第68条の3第4項、法第68条の5の

条の3第4項、法第68条の5の3第2項、法第68条の7第5項、法第85条第3項、第6項若しくは第7項、法第86条第3項若しくは第4項、法第86条の2第2項若しくは第3項又は法第87条の3第3項、第6項若しくは第7項の場合

ア及びイ 略

ウ 道路、敷地及び建築物相互間の高さの関係を示した図面（法第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、法第85条第3項、第6項若しくは第7項又は法第87条の3第3項、第6項若しくは第7項の場合を除く。）

エ 略

(8) 略

2 略

(法に基づく認定申請)

第28条の2 法第43条第2項第1号、法第44条第1項第3号、法第52条第6項第3号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条第5項、法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、法第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項、法第68条の5の6、法第86条の6第2項、政令第131条の2第2項若しくは第3項又は政令第137条の16第2号の規定により知事の認定を受けようとする者（政令第131条の2第2項の規定による申請は事業施行者に限る。）は、認定申請書（省令別記第48号様式）、省令第1条の3第1項の表1の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書並びに理由書のほか次に定める図書を添えて正本及び副本2通（第1号の場合にあっては1通）を知事に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

3第2項、法第68条の7第5項、法第85条第3項、第6項若しくは第7項、法第86条第3項若しくは第4項、法第86条の2第2項若しくは第3項又は法第87条の3第3項、第6項若しくは第7項の場合

ア及びイ 略

ウ 道路、敷地及び建築物相互間の高さの関係を示した図面（法第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、法85条第3項、第6項若しくは第7項又は法第87条の3第3項、第6項若しくは第7項の場合を除く。）

エ 略

(8) 略

2 略

(法に基づく認定申請)

第28条の2 法第43条第2項第1号、法第44条第1項第3号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条第5項、法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、法第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項、法第68条の5の6、法第86条の6第2項、政令第131条の2第2項若しくは第3項又は政令第137条の16第2号の規定により知事の認定を受けようとする者（政令第131条の2第2項の規定による申請は事業施行者に限る。）は、認定申請書（省令別記第48号様式）、省令第1条の3第1項の表1の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書並びに理由書のほか次に定める図書を添えて正本及び副本2通（第1号の場合にあっては1通）を知事に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

様式第2号の2中

申 請 者	住所 氏名
-------	----------

を

申請者の氏名

に改める。

様式第7号中「

	[基準容積率	％]
イ. 建築物全体	(	㎡)
ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分	(	㎡)
ハ. エレベーターの昇降路の部分	(	㎡)
ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分	(	㎡)
ホ. 自動車車庫等の部分	(	㎡)
ヘ. 備蓄倉庫の部分	(	㎡)
ト. 蓄電池の設置部分	(	㎡)
チ. 自家発電設備の設置部分	(	㎡)
リ. 貯水槽の設置部分	(	㎡)
ヌ. 宅配ボックスの設置部分	(	㎡)
ル. 住宅の部分	(	㎡)
ヲ. 老人ホーム等の部分	(	㎡)
ワ. 延べ面積	(	㎡)

カ. 延べ面積の敷地面積に対する割合 ( ) (%)

」を

「

	[基準容積率	%]
イ. 建築物全体	( , .	m <sup>2</sup> )
ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分	( , .	m <sup>2</sup> )
ハ. エレベーターの昇降路の部分	( , .	m <sup>2</sup> )
ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分	( , .	m <sup>2</sup> )
ホ. 認定機械室等の部分	( , .	m <sup>2</sup> )
ヘ. 自動車車庫等の部分	( , .	m <sup>2</sup> )
ト. 備蓄倉庫の部分	( , .	m <sup>2</sup> )
チ. 蓄電池の設置部分	( , .	m <sup>2</sup> )
リ. 自家発電設備の設置部分	( , .	m <sup>2</sup> )
ヌ. 貯水槽の設置部分	( , .	m <sup>2</sup> )
ル. 宅配ボックスの設置部分	( , .	m <sup>2</sup> )
ヲ. その他の不算入部分	( , .	m <sup>2</sup> )
ワ. 住宅の部分	( , .	m <sup>2</sup> )
カ. 老人ホーム等の部分	( , .	m <sup>2</sup> )
ヨ. 延べ面積	( , .	m <sup>2</sup> )
タ. 延べ面積の敷地面積に対する割合	(	%)

」に改める。

様式第7号の4中「

「

石綿等規制材料の有無
石綿等規制材料の有無

石綿等規制材料の有無
石綿等規制材料の有りの場合

」を

」に改める。

様式第8号の2及び様式第8号の3中「第16条関係」を「第16条、第28条の2関係」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 告 示

### 長崎県告示第138号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（訪問看護ステーション）として次のとおり指定した。

令和5年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションまちのかかりつけナース	諫早市天満町16-33	令和5年3月1日

### 長崎県告示第139号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定

による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定を更新した。

令和5年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
おおむら海辺のクリニック	大村市杭出津1丁目826-17	令和5年3月1日

#### 長崎県告示第140号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和5年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
ふじの薬局	西彼杵郡長与町高田郷3	令和5年2月28日
有限会社 竹の久保調剤薬局	長崎市竹の久保町1-6	令和5年3月1日
大和調剤薬局	佐世保市大和町407-3	令和5年3月1日
うさぎ薬局	長崎市白鳥町7-19	令和5年3月1日
新大村薬局	大村市小路口町244番地6	令和5年3月1日

#### 長崎県告示第141号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（訪問看護ステーション）として次のとおり指定を更新した。

令和5年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
訪問看護ステーション きらり	諫早市福田町357	令和5年3月1日

#### 長崎県告示第142号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立ての免許の出願があった。なお、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

##### 1 出願事項

- (1) 出願の年月日 令和5年1月17日
- (2) 埋立ての出願をした者の住所氏名  
 名 称 壱岐市  
 所 在 地 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触562番地  
 代表者氏名 壱岐市長 白川 博一

代表者住所 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触562番地

(3) 埋立ての区域

- ア 位置 壱岐市郷ノ浦町初山東触字花川1588番11並びに同地に隣接する道路の地先公有水面。
- イ 区域 省略（縦覧図書のとおり）
- ウ 面積 57.77平方メートル

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

- ア 位置 壱岐市郷ノ浦町初山東触字花川1588番8並びに1588番11の一部及び同地に隣接する道路の一部。  
壱岐市郷ノ浦町初山東触字花川1588番11並びに同地に隣接する道路の地先公有水面。
- イ 区域 省略（縦覧図書のとおり）
- ウ 面積 726.86平方メートル

(5) 埋立地の用途 護岸敷

2 縦覧の場所及び期間

(1) 縦覧の場所

長崎県長崎市尾上町3番1号 長崎県水産部漁港漁場課  
 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触570番地 長崎県壱岐振興局  
 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触562番地 壱岐市役所

(2) 縦覧の期間

告示の日から起算して3週間

**長崎県告示第143号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 251号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
島原市有明町大三東乙399番2地先から 官公有無番地先（島原市有明町大三東乙400番1）まで	前	38.4~40.7	86.1	
	後	35.0~40.7	86.1	

**長崎県告示第144号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 382号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市厳原町宮谷78番5地先から	前	14.5~14.6	3.1	



対馬市厳原町宮谷78番5地先まで	後	14.6~14.6	3.1	
------------------	---	-----------	-----	--

**長崎県告示第145号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道  
 路線名 251号  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市飯盛町上原1266番1地先から 諫早市飯盛町上原1330番7地先まで	前	14.3~17.6	64.2	
	後	15.7~86.1	64.2	

**長崎県告示第146号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道  
 路線名 渡良浦初瀬線  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
壱岐市郷ノ浦町初山東触字大米404番1地先から 壱岐市郷ノ浦町初山東触字大米406番2地先まで	前	8.7~13.7	74.0	
	後	9.9~17.9	74.0	

**長崎県告示第147号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道  
 路線名 比田勝港線  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

対馬市上対馬町西泊字横道137番2地先から 対馬市上対馬町西泊字横道149番10地先まで	前	12.2~12.7	4.4	
	後	12.2~14.5	4.4	

**長崎県告示第148号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	島原市有明町大三東乙399番2地先から 官公有無番地先（島原市有明町大三東乙400番1）まで	令和5年3月7日

**長崎県告示第149号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 382号	対馬市巖原町宮谷59番2地先から 対馬市巖原町宮谷68番4地先まで	令和5年3月7日

**長崎県告示第150号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 382号	対馬市巖原町宮谷68番18地先から 対馬市巖原町宮谷68番2地先まで	令和5年3月7日

**長崎県告示第151号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日



一般国道 382号	対馬市巖原町宮谷78番5地先から 対馬市巖原町日吉237番地先まで	令和5年3月7日
--------------	--------------------------------------	----------

**長崎県告示第152号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 大浜福江線	五島市下崎山町116番1地先から 五島市下崎山町170番1地先まで	令和5年3月7日

**長崎県告示第153号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 383号	平戸市迎紐差町字前田341番1地先から 平戸市迎紐差町字前田342番1地先まで	令和5年3月7日

**長崎県告示第154号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び杵岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 渡良浦初瀬線	杵岐市郷ノ浦町坪触字川ノ上2341番地先から 杵岐市郷ノ浦町坪触字川ノ上2347番2地先まで	令和5年3月7日

**長崎県告示第155号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道	対馬市上対馬町西泊字横道137番2地先から	令和5年3月7日

比田勝港線

対馬市上対馬町西泊字田ノ越134番2地先まで

**長崎県告示第156号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があった。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月7日

曾ノ浦港港湾管理者 長崎県  
代表者 長崎県知事 大石 賢吾

**1 出願事項**

- (1) 出願の年月日 令和5年2月9日
  - (2) 出願人の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所  
名 称 長崎県  
所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号  
代表者の氏名 長崎県知事 大石 賢吾  
代表者の住所 長崎県尾上町3番1号
  - (3) 埋立区域
    - ア 位置  
長崎県対馬市豊玉町曾字イノハシ1051番4から1045番17に至る地先公有水面
    - イ 区域  
省略（縦覧図書のとおり）
    - ウ 面積  
254.42平方メートル
  - (4) 埋立てに関する工事の施行区域
    - ア 位置  
長崎県対馬市豊玉町曾字イノハシ1051番4、1051番5、1051番7、1051番2、1049番20、1049番19、1049番18、1049番11、1049番17、1049番2、1131番4、1131番3、1045番22、1045番21、1045番20、1045番19、1045番18、1045番17、1045番16、1045番15の各地内並びに1051番7から1045番15に至る地先公有水面
    - イ 区域  
省略（縦覧図書のとおり）
    - ウ 面積  
18,865.03平方メートル
  - (5) 埋立地の用途  
海岸保全施設用地
- 2 縦覧の場所及び期間**
- (1) 縦覧の場所
    - ア 長崎県長崎市尾上町3番1号  
長崎県土木部港湾課
    - イ 長崎県対馬市巖原町宮谷224番地  
長崎県対馬振興局
    - ウ 長崎県対馬市巖原町国分1441番地  
対馬市役所
  - (2) 縦覧の期間  
告示の日から起算して3週間

**長崎県告示第157号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があった。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月7日

曾ノ浦港港湾管理者 長崎県  
代表者 長崎県知事 大石 賢吾

1 出願事項

- (1) 出願の年月日 令和5年2月20日
- (2) 出願人の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所  
 名称 対馬市  
 所在地 長崎県対馬市厳原町国分1441番地  
 代表者の氏名 対馬市長 比田勝 尚喜  
 代表者の住所 長崎県対馬市厳原町国分1441番地

(3) 埋立区域

ア 位置  
 長崎県対馬市豊玉町曾字イノハシ1051番4から1045番17に至る地先公有水面

イ 区域  
 省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積  
 1,674.51平方メートル

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置  
 長崎県対馬市豊玉町曾字イノハシ1051番4、1051番5、1051番2、1049番20、1049番13、1049番19、1049番18、1049番4、1049番12、1049番11、1049番5、1049番17、1049番10、1049番16、1049番2、1049番1、1131番4、1131番2、1131番3、1131番1、1045番22、1045番3、1045番21、1045番10、1045番20、1045番9、1045番23、1045番19、1045番11、1045番18、1045番8、1045番17、1045番5、1045番16、1045番4、1045番15の各地内並びに1051番4から1045番15に至る地先公有水面

イ 区域  
 省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積  
 5,947.54平方メートル

(5) 埋立地の用途

道路用地

2 縦覧の場所及び期間

(1) 縦覧の場所

- ア 長崎県長崎市尾上町3番1号  
 長崎県土木部港湾課
- イ 長崎県対馬市厳原町宮谷224番地  
 長崎県対馬振興局
- ウ 長崎県対馬市厳原町国分1441番地  
 対馬市役所

(2) 縦覧の期間

告示の日から起算して3週間

**長崎県告示第158号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局建設部において縦覧に供する。

令和5年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

指定区域の名称	大湯（10）
---------	--------

所在地	市町名	大字	字	地番
	佐世保市	大湊町		又212番、212番1の一部、214番1の一部、214番2の一部、214番3の一部、215番第2の一部、215番3の一部、216番2の一部、216番4の一部、219番の一部及び里道の一部

## 公 告

### 大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和5年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アミュプラザ長崎  
長崎県長崎市尾上町1番1号
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所  
九州旅客鉄道株式会社  
福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号
- (3) 変更した事項  
大規模小売店舗の名称
- (4) 変更の年月日  
令和5年2月21日

#### 2 届出年月日

令和5年2月21日

#### 3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間  
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所  
長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

#### 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

### 大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和5年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アミュプラザ長崎  
長崎県長崎市尾上町1番1号
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所

九州旅客鉄道株式会社  
福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号

- (3) 変更しようとする事項  
大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
①駐車場の位置及び収容台数  
②駐輪場の位置及び収容台数  
③荷さばき施設の位置及び面積  
④廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
②来客が駐車場を利用することができる時間帯  
③駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
④荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- (4) 変更の年月日  
令和5年10月22日

- 2 届出年月日  
令和5年2月21日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間  
公告の日から4月間  
(2) 縦覧場所  
長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

**土地改良区の定款変更の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和5年1月30日総会議決）を認可した。  
令和5年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 平成諫早湾干拓土地改良区  
認可年月日 令和5年2月27日

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県北振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。  
令和5年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県西海市西彼町喰場郷	令和5年3月13日から 令和5年6月30日まで

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省

九州地方整備局長崎河川国道事務所長から公共測量（河川定期縦横断測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県諫早市 本明川水系（本明川・半造川・福田川）	令和5年2月15日

**都市計画の図書の縦覧（公告）**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画の種類及び名称  
大村都市計画道路（3・4・9号 杭出津池田線）（大村市決定）
- 2 縦覧場所  
長崎県土木部都市政策課及び長崎県県央振興局

**都市計画の図書の縦覧（公告）**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画の種類及び名称  
大村都市計画道路（3・4・10号 大村駅前乾馬場線）（大村市決定）  
大村都市計画道路（3・4・16号 古賀島沖田線）（大村市決定）  
大村都市計画道路（3・4・21号 植松竹松本町線）（大村市決定）
- 2 縦覧場所  
長崎県土木部都市政策課及び長崎県県央振興局

**教 育 長 訓 令**

**長崎県教育長訓令第1号**

県立学校

長崎県教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程（平成元年長崎県教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月7日

長崎県教育委員会教育長 中崎 謙司

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前								
（教頭、事務長及び分教室の各部の主事の専決） 第7条 略 別表（第7条関係） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">副校長の</td> <td style="width: 50%;">略</td> </tr> <tr> <td>専決事項</td> <td></td> </tr> </table>	副校長の	略	専決事項		（教頭、事務長及び分教室の各部の主事の専決） 第7条 略 別表（第7条関係） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">副校長の</td> <td style="width: 50%;">略</td> </tr> <tr> <td>専決事項</td> <td></td> </tr> </table>	副校長の	略	専決事項	
副校長の	略								
専決事項									
副校長の	略								
専決事項									



教頭の専決事項	1～3 略 4 第3条に掲げる校長の権限のうち、第1号～第6号に掲げる事項に関すること（特別支援学校の分校教頭及び島原特別支援学校高等部の教頭に限る。）。	教頭の専決事項	1～3 略 4 第3条に掲げる校長の権限のうち、第1号～第6号に掲げる事項に関すること（離島部に所在する特別支援学校の分校教頭に限る。）。
事務長の専決事項	1～6 略	事務長の専決事項	1～6 略
分教室の各部の主事の専決事項	略	分教室の各部の主事の専決事項	略

## 附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八九五) 二二一四一

印刷所  
長崎市榊島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト